

経営革新デジタル活用支援事業補助金 第2回追加公募からの変更点

第2回追加公募

- 公募対象：①令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までに承認（変更承認を含む）を受けた経営革新計画に基づき事業を実施するもの
②令和4年4月1日（金）から令和4年6月30日（木）までに承認（変更承認を含む）を受けた経営革新計画に基づき事業を実施するもの
- 公募期間：令和4年7月25日（月）～令和4年9月30日（金）まで（当日消印有効）
- 事業期間：交付決定の日から令和5年2月17日（金）まで

第3回公募（変更なし）

- 公募対象：令和4年4月1日（金）から令和4年9月30日（金）までに承認（変更承認を含む）を受けた経営革新計画に基づき事業を実施するもの
- 公募期間：令和4年10月11日（火）から令和4年11月25日（金）まで（当日消印有効）
- 事業期間：交付決定の日から令和5年3月15日（水）まで

第2回追加公募以降（補助対象要件の緩和）

承認された経営革新計画の申請書別表4（革新設備投資資金又は革新運転資金）に記載されている経費の他、承認された経営革新計画の事業計画書にデジタル技術を活用する事業の実施が計画されていれば、別表4に記載がなくとも補助対象経費として認める。